令和５年度

松伏町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

松　　伏　　町

監　　第　２２　号
令和６年８月１５日

松伏町長　鈴木　勝　様

松伏町監査委員　浅野　要二

松伏町監査委員　増田　　等

令和５年度健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、監査委員の審査に付した令和５年度健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和５年度　財政健全化審査意見書

１　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

３　審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

区　　分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	１４．３２％	２０．０％
連結実質赤字比率	－	１９．３２％	３０．０％
実質公債費比率	６．２％	２５．００％	３５．０％
将来負担比率	８．０％	３５０．００％	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「－」を記載している。

最近５か年の健全化比率の推移は、次のとおりである。

区　　分	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ３	Ｒ２	Ｒ１
実質赤字比率	－	－	－	－	－
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－
実質公債費比率	６．２％	５．８％	５．９％	６．３％	７．２％
将来負担比率	８．０％	６．４％	８．８％	１７．３％	２１．８％

各指標の比率は国が示した「早期健全化率」の範囲内であり、その数値は国が示している数値と比較しても健全な状態であると言える。

また、前年度と比較して実質公債費比率は０．４ポイントの増加となり、将来負担比率は１．６ポイントの増加となっている。引き続き健全な財政運営に努めるよう要望する。

監　　第　２３　号
令和６年８月１５日

松伏町長　鈴木　勝　様

松伏町監査委員　浅野　要二

松伏町監査委員　増田　　等

令和５年度資金不足比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、監査委員の審査に付した令和５年度資金不足比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和５年度　経営健全化審査意見書

１　審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

３　審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
松伏町農業集落排水事業特別会計	－	２０．０％
松伏町下水道事業会計	－	２０．０％

※資金不足比率が算定されないため、「－」を記載している。